

船の交通安全 豆知識

< 瀬戸内海の航路ごとの航法 >

※：いしかりが航行する航路

- ※ (伊良湖水道航路) --- できる限り中央から右の部分を行航
- ※ 明石海峡航路 - - - - 中央から右の部分を行航
- ※ 備讃瀬戸東航路 - - - 中央から右の部分を行航
 - ・ 宇高東航路 - - - - 北の方向に航行 (一方通行)
 - ・ 宇高西航路 - - - - 南の方向に航行 (一方通行)
- ※ 備讃瀬戸北航路 - - - 西の方向に航行 (一方通行)
 - ・ 備讃瀬戸南航路 - - - 東の方向に航行 (一方通行)
- ※ 水島航路 - - - - できる限り中央から右の部分を行航
- ※ 来島海峡航路 - - - - 順潮・・・来島海峡中水道航路
逆潮・・・来島海峡西水道航路

来島海峡航路

5カ所の潮流信号所
この潮流信号で順潮
信号の種類：形象

< 信号例 >

航路の入り口 (東西) の
潮流信号所の電光板によ

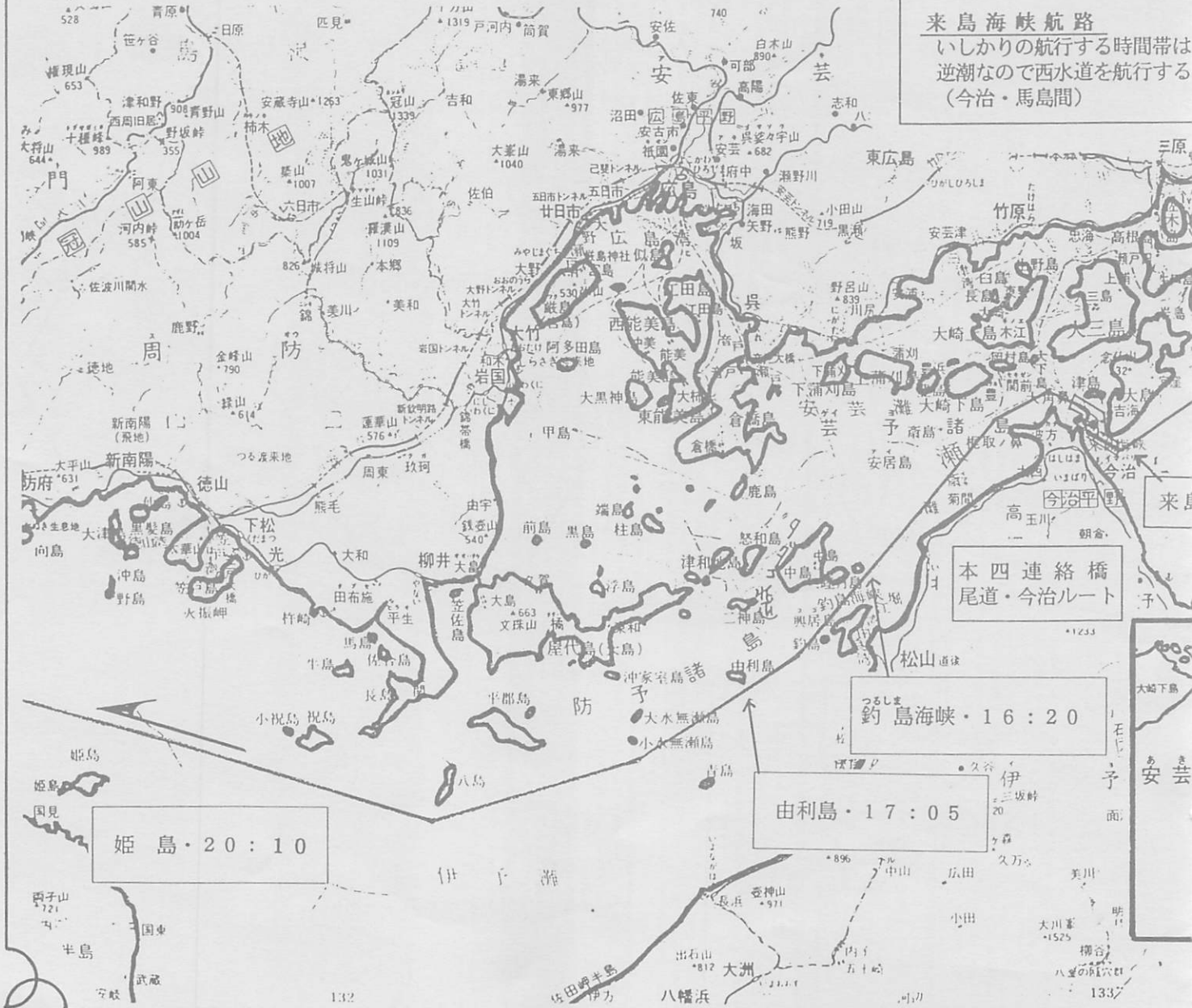
流向 速さ

S	5
---	---

S --- 潮の流れは南方向
5 --- 現在の流速は5ノ
↑ --- 船舶の進行方向に
(順潮であるので)

来島海峡航路

いしかりの航行する時間帯は
逆潮なので西水道を行航する
(今治・馬島間)



姫島・20:10

由利島・17:05

釣島海峡・16:20

本四連絡橋
尾道・今治ルート

順潮・・・来島海峡中水道航路
 逆潮・・・来島海峡西水道航路
 示す潮流信号による流向。
 潮か逆潮を判断する。
 (腕木)・灯光・電光板がある

2カ所に設置されている
 り順次点滅表示(常時)

順・逆 N:北流 S:南流
 X:終期
 流速:0~9
 順・逆:↑or↓

流れている。
 ト
 して順潮(同方向)である
 水道航路を航行する)



海の上にもスピード制限があるのをご存じですか?

速力制限 「対水速力 12 ノット (22 Km/h)」

(下記区間は12ノットを超える速力での航行禁止)
 地図上で 印区間

- (伊良湖道航路・・・航路の全区間)
- * 備讃瀬戸東航路・・・航路の一部
- * 備讃瀬戸北航路・・・航路の一部
- * 備讃瀬戸南航路・・・航路の一部
- * 水島航路・・・航路の全区間

